3　第一項第二号に掲げる船舶に係る令第九条の表第一号下欄ロの国土交通省令で定める措置は、当該船舶が緊急用務の遂行上一時的に一の国の領海等（一の国が日本国である場合においては、公海を含む。次項において同じ。）において水バラストの積込みを行つた場合において、当該緊急用務を終えた後遅滞なく当該一の国の領海等において水バラストタンク内の水バラストをできる限り排出しておくこととする。

4　第一項第三号に掲げる船舶に係る令第九条の表第一号下欄ロの国土交通省令で定める措置は、一の国の領海等において積み込まれた水バラストを当該一の国の領海等においてできる限り排出しておくこととする。

（令第九条の表第二号下欄イの国土交通省令で定める要件）

第十二条の十四の四　令第九条の表第二号下欄イの国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる水バラストの積込みを行う海域の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）に規定する漁港の区域又は外国の港の区域（次号において「特定区域」という。）のうちの一の港の区域（当該一の港の区域が別の港の区域に接する場合においては、当該別の港の区域を含む。以下この号において同じ。）一の港の区域内において行われる有害水バラストの排出であること。

二　特定区域以外の海域　積込みの場所から一万メートルの区域（特定区域を除く。）内において行われる有害水バラストの排出であること。

（令第九条の表第二号下欄ロの国土交通省令で定める事項）

第十二条の十四の五　令第九条の表第二号下欄ロの国土交通省令で定める事項は、有害水バラストの積込みを行う区域及び排出を行う区域並びに当該区域間のみを航行する船舶であつて当該区域内のみにおいて有害水バラストの積込み及び排出を行うものであることその他の国土交通大臣が指定する事項とする。

（令第九条の二の国土交通省令で定める事項）

第十二条の十四の六　令第九条の二の国土交通省令で定める事項は、有害水バラストの積込みを行う区域及び排出を行う区域並びに当該区域間のみを航行する船舶であつて当該区域内のみにおいて有害水バラストの積込み及び排出を行うものであることその他の事項とする。

（有害水バラストの排出による海洋の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶からの有害水バラストの排出の承認の申請等）

第十二条の十四の七　法第十七条第二項第五号の承認（以下「排出承認」という。）を受けて、有害水バラストの排出による海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶から有害水バラストを排出しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の承認申請書は、第一号の九の二様式によるものとする。

3　国土交通大臣は、排出承認のため必要があると認める場合は、有害水バラストの排出による海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の計画書その他必要な書類の提出を求めることができる。

4　国土交通大臣は、海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする有害水バラストの排出のうち、法第十七条の二第四項に規定する方法により処理を行つた有害水バラストの排出について排出承認をしようとするときは、当該有害水バラストが排出されることにより排出される物質が水域環境の保全の見地から有害であるかどうかについて、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならない。ただし、同項（法第十七条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣の意見を聴く場合は、この限りでない。

（承認証の交付）

第十二条の十四の八　国土交通大臣は、排出承認をしたときは、申請者に承認証を交付しなければならない。

2　前項の承認証は、第一号の九の三様式によるものとする。

（承認証の備置き）

第十二条の十四の九　前条第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る船舶内に、当該承認証を備え置かなければならない。

（承認証の再交付）

第十二条の十四の十　第十二条の十四の八第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、又はき損したときは、国土交通大臣に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

2　前項の承認証再交付申請書は、第一号の九の四様式によるものとする。

3　第一項の承認証再交付申請書には、第十二条の十四の八第一項の承認証（き損した場合に限る。）を添付しなければならない。

4　第十二条の十四の八第一項の承認証を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した承認証は、その効力を失うものとする。

（承認証の返納）

第十二条の十四の十一　第十二条の十四の八第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を国土交通大臣に返納しなければならない。

一　排出承認を受けた有害水バラストの排出に関する計画が完了したとき又は当該計画を実施しないこととしたとき。

二　承認証を滅失したことにより承認証の再交付を受けた後その滅失した承認証を発見したとき。

（有害水バラスト処理設備を設置すべき船舶）

第十二条の十四の十二　法第十七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶以外の船舶とする。

一　水バラストを積載する構造を有しない船舶

二　全ての水バラストタンクが恒久的に閉鎖されている船舶

三　積載された有害水バラストを水域に排出しない船舶

四　有害水バラスト以外の水バラストのみを積載する船舶

五　法第十七条第二項第二号から第五号までのいずれかに該当する有害水バラストの排出のみを行う船舶

（有害水バラスト汚染防止管理者を選任すべき船舶）

第十二条の十四の十三　法第十七条の三第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶以外の船舶とする。

一　前条第一号に掲げる船舶

二　船舶バラスト水規制管理条約締約国のうちの一の国の領海等又は公海のみを航行する船舶であつて、当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の法令に従つて有害水バラストの排出を行うもの